

令和3・4年度  
名護市入札参加資格審査申請要領  
【測量及び建設コンサルタント等業務】

市内業者・業種追加登録用

名護市総務部工事契約検査課

令和3・4年度名護市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査に合格し、名護市入札指名人名簿に登録された市内業者であって、追加で業種を登録したい場合は、この要領により申請等をしてください。

## 1 業種区分

入札参加資格審査の申請に係る業種区分は、次の8業種です。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務（建築設計・設備設計）
- (3) 土木関係コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント業務
- (6) 磁気探査業務
- (7) 登記手続業務
- (8) 調査業務（環境調査等）

## 2 入札参加資格

入札参加資格審査（業種追加登録）に申請できるのは、令和3・4年度名護市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査に合格し、名護市入札指名人名簿に登録された市内業者であって次に掲げる要件の全てを満たす者としてします。

- (1) 調査業務を除く7業種については、追加登録に係る業種（以下「追加登録業種」という。）ごとに「資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）」の業種区分に応じた技術者（「水産工学士」を除く。）のうち、いずれか1人以上が常勤で所属していること。
- (2) 追加登録業種において過去2年間（令和3年11月30日時点）に業務実績があること。（業務実績には公共又は民間及び元請け又は下請けも含む。）
- (3) 測量業務、建築関係コンサルタント業務（建築設計）及び登記手続業務を申請する者は、次の要件まで満たしていること。

### ① 測量業務

事務所登録をしており、かつ、測量法第55条の規定による登録を受けていること。

### ② 建築関係コンサルタント業務（建築設計）

事務所登録をしており、かつ、建築士法第23条の規定による登録を受けていること。

### ③ 登記手続業務

事務所登録をしており、かつ、土地家屋調査士法第8条の規定による登録を受けていること。

## 3 登録の取消し等

入札参加資格審査に申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わず、又は資格の登録を取り消します。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき
- (2) 審査のための実態調査に応じないとき
- (3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不相当であることが判明したとき
- (4) 提出書類に不備のある者

#### 4 注意事項

技術者は常勤であることを原則としますので、常勤でない技術者は認められません。

#### 5 提出書類

No	提出書類	備考
1	エクセルデータ (Nago_KenNai_Itaku)	印刷した用紙のみ提出 ※技術職員有資格者名簿には、追加申請に係る者のみ記載してください。
2	申請書及び誓約書	印刷した用紙のみ提出
3	営業に必要とする登録証明書 (写し)	測量業務、建築関係コンサルタント業務 (建築設計) 及び登記手続業務については必ず提出
4	実績調書	申請する業種ごとに作成すること。 ※必ず名護市指定の様式で作成してください。 ※データで提出する必要はありませんので、印刷した用紙のみ提出してください。
5	「実績調書」記載の業務実績を証明する書類の写し	実績調書に記載されている業務実績のうち、元請業務又は下請業務の実績証明書の提出をお願いします。(提出する実績証明書は記載されている実績のうちから1件分で構いません。) (1) 元請業務の場合は契約書の写し又はテクリスに登録されている記載情報を提出して下さい。 (2) 下請業務については下請通知書の写し又は下請契約書の写し等を提出して下さい。
6	「技術職員有資格者名簿」に記載のある常勤の技術職員の保有資格の合格証明書の写し、免状の写し又は登録証の写し	「資格区分コード表 (測量及び建設コンサルタント等業務)」に記載されている業種区分に係る資格について提出 ※技術士は選択科目まで記載された証明書を提出
7	「技術職員有資格者名簿」に記載のある職員のうち、名護市在住者確認欄で「○」を記入した方の市在住者であることを証明する書類 (写し可)	名護市内在住職員確認のための書類 住所証明書類等 (写し可) (1) 住民票抄本 (2) 運転免許証 (3) その他居住地が確認できる公的な書類
8	(1) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 (写し) (2) 雇用保険被保険者証 (写し) ※(1)又は(2)のうち、いずれかを提出	従業員人数及び技術者の所属確認のための書類 ※個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は(2)を提出 ※証明書類等で雇用の確認以外の報酬額・税額等の項目については、塗りつぶし可
9	返信用封筒 (定形)	84円切手貼付、宛名を記入 ※切手が貼られていない場合は、通知を送付しません。

## 6 受付期間

受付期間：令和3年12月1日（水）～令和3年12月24日（金）※当日消印有効

## 7 提出方法（提出部数 1部）

工事契約検査課宛に郵送 ※令和3年12月24日消印有効

**注意：提出書類はフラットファイル等には綴らずに封筒に入れて提出してください。**

## 8 問合せ先（提出先）

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市 総務部 工事契約検査課

TEL 0980-53-1212（内線255・189）